

福岡県公報

平成二十八年三月十八日
第三千七百七十七号
増刊 ①

目次

規則 (第十五号―第二十三号)

○九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁文化財保護課) ……………一

○福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁社会教育課) ……………二

○福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁社会教育課) ……………二

○福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁体育スポーツ健康課) ……………二

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二

○過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………三

○福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………七

○グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………二〇

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則 (人事課) ……………二四

告示 (第二百六十六号・第二百六十七号)

○福岡県東京事務所宿泊施設利用規程を廃止する告示 (財政課) ……………二四

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (環境保全課) ……………二四

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………二四

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………二四

○政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………二五

○資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………二六

○資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………二七

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………二七

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………二七

○政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………二八

○資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………二八

○資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………二八

人事委員会

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二九

○職員懲戒の届出及び効果に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二九

○職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二九

○職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三〇

規則

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則（平成二十二年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立美術館使用料条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則（平成十七年福岡県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「含む。」の下に「義務教育学校」を加え、「園児」を「幼児」に改め、同条第九号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「園児」を「幼児」

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成十七年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「園児」を「幼児」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40

40
40
40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43

43
44
44
44
を
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39

39
39
40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42

42
42
42
42
43
43
43

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(この規則の施行に関し必要な事項)

2 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の場合による。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則（昭和三十八年福岡県規則第三号）の一部を次のように改正する。
様式第三号から様式第五号までを次のように改める。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

<p>過疎地域 離島振興地域</p>	<p>に係る〔法人（個人）事業税、不動産取得税〕 の課税免除申請に対する決定通知書</p>	<p>第 年 月 日</p>	<p>号 日</p>
<p>様</p> <p style="margin-left: 200px;">印</p> <p style="margin-left: 100px;">福岡県</p> <p style="margin-left: 150px;">県税事務所長</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin-left: 150px; margin-top: 10px;"></div> <p>年 月 日申請のあった〔法人（個人）事業税、不動産取得税〕について、 下記のとおり（下記理由により）課税免除する（しない）こととしたので通知します。</p>			
管理番号・課税番号	事業年度・年・課税年度	免除をした税額	
		円	
<p>理 由</p>			
<p>教 示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			

様式第 4 号 (第 5 条関係)

過疎地域 離島振興地域	に係る不動産取得税の徴収 猶予許可(取消)通知書	第 年	月	号 日
様 福岡県 印 県税事務所長				
過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例第 6 条(第 7 条)第 1 項の規定により、下記のとおり徴収猶予を許可する(取り消す)こととしたので通知します。				
不動産の所在地				
課税番号	課税年度	徴収猶予金額 (徴収猶予取消金額)	徴収猶予期間	
		円	年 月 日から 年 月 日まで	
理 由				
教 示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

様式第 5 号 (第 5 条関係)

	第 年 月 日 号
過疎地域 離島振興地域	に係る不動産取得税の 徴収猶予不許可通知書
様	印
福岡県	県税事務所長
年 月 日付課税免除の申請に係る不動産取得税(課税番号 課税年 度)の徴収猶予については、下記理由により許可しないこととしたので通知しま す。	
理 由	
教示	
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。	
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ 提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知 事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に 対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対す る裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴え を提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間 やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過し た後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認めら れる場合があります。	

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

（福岡県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。）

第二号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 4 条 関 係)

産 業 廃 棄 物 税 課 税 の 特 例 施 設 認 定 (不 認 定) 通 知 書

第 号
年 月 日

申 請 者
住 所
氏 名

殿

福 岡 県

県 税 事 務 所 長



年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 課 税 の 特 例 施 設 の 認 定 に つ い て 、 下 記 の と お り 決 定 し た の で 、 福 岡 県 産 業 廃 棄 物 税 条 例 施 行 規 則 第 4 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す 。

記

- 年 月 日 を も っ て 課 税 の 特 例 施 設 に 認 定 す る
- 課 税 の 特 例 施 設 の 認 定 を し な い

施 設	名 称	
	所 在 地	
摘 要		

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 認 定 を 受 け た 場 合 は 裏 面 の 注 意 事 項 を ご 確 認 く だ さ い 。

(裏面)

注意事項

- 1 認定を受けた場合は、認定決定日以後の産業廃棄物の搬入分より、課税の特例が適用されます。
- 2 特例要件を欠くと認められた場合は、認定は取り消され、当該要件を欠くこととなった日から申告納入又は申告納付義務が生じることとなります。
- 3 認定後は、規則第4条第3項の規定により、申請事項に変更が生じた場合、関係書類を添付の上、課税の特例施設申請事項変更届出書(第3号様式)を提出してください。また、必要に応じて特例要件に該当しているか否かについて、照会及び確認調査を行います。
- 4 認定後は、規則第4条第4項の規定により、毎事業年度の経過後3か月以内(法人以外の者にあつては毎年度3月末日まで)に関係書類を添付の上、課税の特例施設継続届出書(第4号様式)を提出してください。また、必要に応じて特例要件に該当しているか否かについて、照会及び確認調査を行います。
- 5 特例要件に該当しなくなるときは、規則第4条第5項の規定により、あらかじめ特例事由消滅届出書(第5号様式)を提出してください。

第六号様式を次のように改める。

第 6 号 様 式 (第 4 条 関 係)

産 業 廃 棄 物 税 課 税 の 特 例 施 設 認 定 取 消 通 知 書	
第 号	
年 月 日	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称) 殿	
福岡県 県税事務所長	
課税の特例施設の認定を取り消したので、福岡県産業廃棄物税条例施行規則第 4 条 第 7 項の規定により、通知します。	
施 設	名 称
	所 在 地
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項	

教 示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第十四号様式を次のように改める。

第 14 号 様 式 (第 9 条 関 係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受 付 印 </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	※ 処 理 事 項	下記のとおり決定し、 通知してよろしいか	起 案	決 裁	係 員	係 長	課 長
			決 議				
			通 知				
		法 人 番 号					
	登 録 番 号						
	特 別 徴 収 義 務 者	氏 名 又 は 名 称 並 び に 代 表 者 名 及 び 印					印
		住 所 又 は 所 在 地					
		応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名					(局 番)

産 業 廃 棄 物 税 徴 収 猶 予 申 請 書

福岡県産業廃棄物税条例第12条第2項の規定による産業廃棄物税の徴収猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

焼 却 最 終 施 設 又 は 分 場	名 称				
	所 在 地				
区 分		税 額	納 入 方 法	申 告 期 限	
① 申告納入額 (②+③)		円	/	年 月 日	
② 納 期 内 納 入 分	納期限 年 月 日	円		/	提供する担保 及び提供者名
③ 徴 収 猶 予 分		円			
徴 収 猶 予 の 期 間		③の内訳			
納期限後 1ヶ月以内	年 月 日 から 年 月 日 まで	円	/	1 現金 2 手形 3 小切手	
納期限後 2ヶ月以内	年 月 日 から 年 月 日 まで	円			

※ 処 理 事 項			
判 定	<input type="checkbox"/> 許 可	判 定	<input type="checkbox"/> 徴 収 する
	<input type="checkbox"/> 不 許 可		<input type="checkbox"/> 徴 収 しない

注 1 この申請書は、産業廃棄物税条例施行規則第13号様式による産業廃棄物税納入・納付申告書を提出する際に、同時に提出してください。

2 附表の産業廃棄物処理受託売掛明細書を添付してください。

3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第十九号様式から第二十二号様式までを次のように改める。

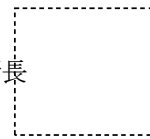
第19号様式（第11条関係）

産業廃棄物税徴収猶予許可（不許可）通知書

特別 徴収 義務 者	登 録 番 号	
	氏 名 又 は 名 称 並 び に 代 表 者 名 及 び 印	(印)
	住 所 又 は 所 在 地	

第 号
年 月 日

福岡県 県税事務所長



年 月 日付で申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予について、下記のとおり決定したので、通知します。

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

焼却 最終 施設 処分 又は 場	名 称				
	所 在 地				
区 分		税 額	納入方法	申告期限	
① 申告納入額・計 (②+③)		円	/	年 月 日	
② 納 期 内 納 入 分	納期限 年 月 日	円		/	提供する担保 及び提供者名
③ 徴 収 猶 予 分		円			
徴 収 猶 予 の 期 間		③の内訳			
納期限後 1ヶ月以内	年 月 日から 年 月 日まで	円	1 現金	/	
納期限後 2ヶ月以内	年 月 日から 年 月 日まで	円	2 手形		
			3 小切手		
※ 処 理 事 項					
判 定	<input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 不 許 可	担 保	<input type="checkbox"/> 徴 収 する <input type="checkbox"/> 徴 収 しない	備 考 (不許可の場合の理由等)	

注 1 地方税法第15条の3第1項各号に規定する取消理由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。
2 徴収猶予を許可していないものについては、速やかに納めてください。

第20号様式（第11条関係）

産業廃棄物税徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

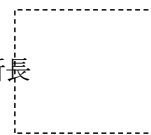
特別徴収義務者

住所又は所在地

氏名又は名称
並びに代表者名

殿

福岡県 県税事務所長



年 月 日付けで徴収猶予を許可していましたが、下記の理由により取り消したので、すみやかに福岡県 県税事務所へ納入してください。

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

焼却最終処分又は場	名 称	
	所 在 地	
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	徴収猶予額	徴収猶予取消額
	円	円
徴収猶予取消理由及び該当条項		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第 21 号 様 式 (第 12 条 関 係)

産業廃棄物税徴収不能額等の還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書				
第 号 年 月 日				
特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称 並びに代表者名				
殿 福岡県 県税事務所長				
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付（納入義務の免除）について、下記のとおり決定したので、通知します。なお、産業廃棄物税条例第13条第3項の規定により、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額を充当することがあります。				
判 定	還付する ・ 納入義務を免除する ・ 還付（納入義務の免除）をしない			
処 分 の 内 容	申告の対象期間	還付（免除） 申 請 税 額	還付（免除） 決 定 税 額	摘 要
	年月日から 年月日まで			
備考 (理由等)				

教 示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第22号様式（第13条関係）

産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定

通 知 書

納額告知書

特別徴収義務者又は納税者
住所又は所在地

氏名又は名称

地 最 名 称
址 封 終
施 処
設 分
又 分
は 場
所 在 地

地方税法 条の 第 項の規定により、下記のとおり
更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

登録番号	
指定納期限	年 月 日

申告の 対象期間	区 分	本 税		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額		①	重加算金			⑥
				納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額		①	重加算金			⑥
				納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額		①	重加算金			⑥
				納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
合 計	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額		①	重加算金			⑥
				納入（納付）すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入（納付）書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入（納付）して下さい。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条

例施行規則の一部を改正する規則

グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までを次のように改める。

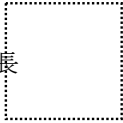
様式第 2 号 (第 4 条関係)

第 号 年 月 日		
グリーンアジア国際戦略総合特区に係る不動産 取得税の課税免除申請に対する決定通知書		
様		
福岡県		印 県税事務所長
年 月 日申請のあった不動産取得税について、下記のとおり (下記理由により) 課税免除する (しない) こととしたので通知します。		
課 税 番 号	課 税 年 度	免 除 を し た 税 額
		円
理 由		
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 号 年 月 日								
グリーンアジア国際戦略総合特区に係る 不動産取得税の徴収猶予許可(取消)通知書								
様 福岡県 県税事務所長 <div style="float: right; border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; margin-left: 10px;"> 印 </div>								
グリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例 第 3 条 (第 4 条) 第 1 項の規定により、下記のとおり徴収猶予を許可する(取り 消す)こととしたので通知します。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">課 税 番 号</th> <th style="width: 25%;">課税年度</th> <th style="width: 25%;">徴収猶予(取消)金額</th> <th style="width: 25%;">徴 収 猶 予 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: right;">から まで</td> </tr> </tbody> </table>	課 税 番 号	課税年度	徴収猶予(取消)金額	徴 収 猶 予 期 間			円	から まで
課 税 番 号	課税年度	徴収猶予(取消)金額	徴 収 猶 予 期 間					
		円	から まで					
理 由								
教 示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。								

様式第 4 号 (第 5 条関係)

第 号 年 月 日
グリーニアジア国際戦略総合特区に係る 不動産取得税の徴収猶予不許可通知書
様
福岡県 県税事務所長
印 
年 月 日付け課税免除の申請に係る不動産取得税(課税番号 課税年度)の徴収猶予については、下記理由により許可 しないこととしたので通知します。
理 由
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十三号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める

規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
企業管理者	企業管理者が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第二百六十六号

福岡県東京事務所宿泊施設利用規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県東京事務所宿泊施設利用規程を廃止する告示

福岡県東京事務所宿泊施設利用規程（昭和五十四年三月福岡県告示第五百号の三）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

福岡県告示第二百六十七号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から施行する。

平成二十八年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

第一号イ中「志免町」を削り、同号ハ中「篠栗町」の下に「志免町」を加える。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム青楽園	〃	赤村大字内田二二三三番地一
特別養護老人ホーム青楽園	〃	赤村大字内田二二三三一
特別養護老人ホームサミック	〃	大字赤四五三八一

を
に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福岡県豊前市・築上郡第一支部	西元 健	青佐 隆俊	福岡県豊前市大字八屋一八九二二松井ビル二階	二七、一〇、五

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上りんたろう後援会	井上倫太郎	井上 芳枝	福岡県行橋市吉国一―一―	二七、一〇、二六
川島忠孝後援会	川島 忠孝	野中伊三雄	福岡県八女郡広川町大字新代八四〇―一	二七、一〇、二二
小島忠義後援会	小島 忠義	小島 周三	福岡県糸島市浦志二―五―二〇	二七、一〇、二七
高瀬ひろみ後援会	木庭健太郎	高橋 典久	福岡県福岡市東区箱崎一―一―一五	二七、一〇、一六

(三) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

日本臨床検査技師 長迫 哲朗 友松 哲夫 福岡県福岡市東区馬出四―一〇 二七、一〇、一三
連盟福岡県支部 一―ナースプラザ福岡一般社団
法人福岡県臨床衛生検査技師会 内

福岡県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	届出年月日
自由民主党大牟田支部	田中 秀子	平川 照二	尾崎 優次
自由民主党古賀市支部	落石 淳	福岡県古賀市天神四―二―一五	見南二丁目一三
自由民主党古賀市支部	落石 淳	代表者の氏名	萩原 実
		会計責任者の氏名	三輪 朋之

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	届出年月日
自由民主党福岡県春日市・筑紫郡第一支部	渡辺 勝将	渡辺 勝将	渡辺 英幸
日本共産党筑後地区委員会	小林 解子	代表者の氏名	小林 解子
		代表者の氏名	山田 博敏

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
江口よしあき後援会	梶島 隆 氏名	会計責任者の氏名	江口 智朗	江口 照美	二七、一、一
おんが町づくり研究会(柴田昭徳後援会)	柴田 昭徳 氏名	会計責任者の氏名	柴田 清子	大和 幹夫	二七、一〇、一
小坪しんや後援会・涼月会	小坪 慎也 の所在地	福岡県行橋市上穂田一〇九七一	福岡県行橋市今井三七一三一		二七、一〇、二三
税理士による山本幸三後援会	米村 國男 氏名	会計責任者の氏名	関 隆利	三浦 祐亀	二七、一〇、三〇
中尾ちえ後援会	中尾 千枝 の所在地	福岡県八女郡広川町新代七三六―九	福岡県八女郡広川町新代一四四九―一五		二七、一〇、一三
日本薬業政治連盟福岡県支部	平田 次雄 氏名	会計責任者の氏名	櫻木 浩蔵	古賀 一利	二七、一〇、一
野田力後援会	野田 力 代表者の氏名	野田 力	大久保直喜		二七、一〇、一
福岡県宅建政治連盟	北里 厚 政治団体の名称	福岡県宅建政治連盟	福岡県不動産政治連盟		二七、一〇、一
福岡商工連盟	磯山 誠二 代表者の氏名	磯山 誠二	末吉 紀雄		二七、一〇、二六
福岡を元気にする会	仁戸田元氣 氏名	会計責任者の氏名	仁戸田章一	仁戸田恵子	二七、一〇、二〇

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

自由民主党柳川支部	江口 吉男	二七、七、三一
-----------	-------	---------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

小島忠義後援会（設立届出年月日 二五、一一、一一）	小島 忠義	二七、一〇、二七
---------------------------	-------	----------

砂原みつおと手をつなぐ会	本郷 茂隆	二七、七、三〇
--------------	-------	---------

須山由紀生後援会	溝上 羊一	二七、一〇、一九
----------	-------	----------

竹本慶吉後援会	藤川 武春	二七、九、三〇
---------	-------	---------

山田ひでとし後援会	山田 英敏	二七、一〇、一
-----------	-------	---------

福岡県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

川島 忠孝 広川町議会 川島忠孝後援会 福岡県八女郡広川町大字新代八四 二七、一〇、二
議員 〇一

福岡県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による
資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団
体の届出を
した者の氏
名
異動事項
新
旧
異動年月日

中尾 千枝 中尾ちえ後援 主たる事務所 福岡県八女郡広 福岡県八女郡広 二七、一〇、一三
会 所在地 川町新代七三六 川町新代一四四
一九 九一五

福岡県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団
体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとお
り公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任
者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

くらしと政治と赤 湯口 澄夫 湯口 澄夫 福岡県田川郡赤村赤一九三四 二七、一一、二〇
村の未来を語る会

村岡よしやす後援 熊谷 尚久 松島真由美 福岡県行橋市大字今井三四四三 二七、一一、一七
会

福岡県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団
体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次
のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部
政治団体 代表者
の名称 の氏名 異動事項
新
旧
異動年月日

民主党福岡 緒方林太郎 代表者の氏名 緒方林太郎 大久保 勉 二七、一一、一八
県総支部連 合会 氏名

民主党福岡 緒方林太郎 会計責任者の 川崎 俊丸 岩元 一儀 二七、一一、二二
県総支部連 合会 氏名

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の 代表者
名称 の氏名 異動事項
新
旧
異動年月日

因きよのり後 因 清範 主たる事務所 福岡県糟屋郡粕 福岡県糟屋郡粕 二七、一〇、二二六
援会 の所在地 屋町大字江辻一 屋町若宮一四 一一一

江崎太郎後援 江崎 太郎 主たる事務所 福岡県福岡市西 福岡県福岡市西 二七、五、一
会 の所在地 区上山門三一 区生の松原二 七二〇

奥村直樹後援 奥村 直樹 主たる事務所 福岡県北九州市 福岡県北九州市 二七、五、一
会 の所在地 門司区大字畑一 門司区大字猿喰 五五五一一一 五七二一七

とみなが正博 富永 正博 主たる事務所 福岡県福岡市東区馬出二二一 二七、六、一
 後援会 区馬出二二一 一市営馬出東住宅八〇三号

なるみ圭矢後 鳴海 三恵 主たる事務所 福岡県糟屋郡宇美町若草一三 二七、一、一
 援会 美町若草一三 一八一九

代表者の氏名 鳴海 三恵 鳴海 圭矢

西川京子後援 西川 京子 主たる事務所 福岡県北九州市小倉北区砂津一 二七、五、一
 会 小倉北区砂津一 一六一二五―三〇 小倉北区馬借二 一六一六―三〇八

会計責任者の氏名 西川 裕樹 徳永 晃久 二七、一、一

福岡をアジアのリーダー都市にする会 妹尾 俊見 主たる事務所 福岡県福岡市西区西の丘二一一 二七、一〇、三二
 〇一二 中央区荒戸二一一―八

松延隆俊後援 平野 敏之 代表者の氏名 平野 敏之 新開 俊男 二七、一、一八

福岡県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

くりた幸則後援会 栗田 幸則 二七、一一、一二

ちかつぱ福岡 吉武 輝実 二七、一一、一八

中瀬つかさ後援会 中瀬 司 二七、一〇、三〇
 まつき道後援会 松木 道 二七、五、一〇

森山金光後援会 太田 哲三 二六、一一、一五

山下たかし後援会 山下 貴史 二七、一一、一一

福岡県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

因 清範 因きよのり後援会 主たる事務所 福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻一 二七、一〇、二六
 九一 一―一

江崎 太郎 江崎太郎後援会 主たる事務所 福岡県福岡市西区上山門三一 二七、五、一
 四一六 七一―〇

奥村 直樹 奥村直樹後援会 主たる事務所 福岡県北九州市門司区大字畑一 二七、五、一
 五五―一 二一七

西川 京子 西川京子後援会 主たる事務所 福岡県北九州市小倉北区砂津一 二七、五、一
 一六一二五―三〇 小倉北区馬借二 一六一六―三〇八

福岡県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
栗田 幸則	くりた幸則後援会	二七、一一、一二

人事委員会

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三十第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万二千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「一万九千円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万五千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万七千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万二千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万七千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万二千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万七千円」を「七万円」に改める。

第二十一条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第二十二条第二号中「第三号又は第四号」を「第三号、第四号及び第七号から第十号までのいずれか」に改め、同条第五号を削る。

第二十三条第一項第一号中「一」を「いずれか」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年福岡県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の十八・五」を「百分の二十」に、「百分の十五・五」を「百分の十六」に、「百分の十四」を「百分の十五」に、「百分の五・二」を「百分の五・四」に、「百分の四」を「百分の四・二五」に改める。

附則第三項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

附則第四項の見出しを削り、同項を次のように改める。

4 削除

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第七号

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和二十七年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「処分説明書の交付」に改め、同条中「法第四十九条第一項に規定する説明書（様式）の写一通」を「処分説明書の写し」に改め、同条を同条第二項

とし、同項の前に次の一項を加える。

法第四十九条第一項に規定する説明書の交付は、処分説明書（別記様式）により行うものとする。

様式中「〇〇」を「〇〇〇」に改め、注の 4 を削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第八号

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。